国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【令和____年分】

整理番号	

【令和六年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

住　所				フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算				
所得金額	総合課税	事業（営業等）	①	
		雑	②	
		総合譲渡・一時	③	
		申告書第一表②から⑥対応分 計	④	
		総合課税の所得金額 計（①＋②＋③＋④）	⑤	
	分離課税	申告書第三表㊽から㊿対応分 計	⑥	
		一般株式等の譲渡	⑦	
		上場株式等の譲渡	⑧	
		上場株式等の配当等	⑨	
		先物取引	⑩	
		申告書第三表(77)(78)対応分 計	⑪	
所得から差し引かれる金額（申告書第一表㉙）			⑫	
課税される所得金額	⑤　対応分		⑬	,000
	⑥　対応分		⑭	,000
	⑦⑧　対応分		⑮	,000
	⑨　対応分		⑯	,000
	⑩　対応分		⑰	,000
	⑪　対応分		⑱	,000
税金の計算	⑬　対応分		⑲	
	⑭　対応分		⑳	
	⑮　対応分		㉑	
	⑯　対応分		㉒	
	⑰　対応分		㉓	
	⑱　対応分		㉔	
	⑲から㉔までの合計		㉕	

税金の計算			
	所得税額から差し引かれる金額（申告書第一表㉜から㊵対応分 計）	㉖	
	差引所得税額（㉕－㉖）	㉗	
	災害減免額	㉘	
	再差引所得税額（㉗－㉘）	㉙	
	令和６年分特別税額控除（３万円×人数）	㉚	
	再々差引所得税額（基準所得税額）（㉙－㉚）（赤字のときは0）	㉛	
	復興特別所得税額（㉛×2.1%）	㉜	
	所得税及び復興特別所得税の額（㉛＋㉜）	㉝	
	外国税額控除等	㉞	

納税猶予税額の計算			
（申告書第一表㊼－㊽－㊾）の金額		Ⓐ	
（㉝－㉞）の金額		Ⓑ	
納税猶予分の所得税額等（Ⓐ－Ⓑ）（※）		Ⓒ	00
申告書第一表㊸欄の金額		Ⓓ	00
納税猶予税額	Ⓒ＜Ⓓ…Ⓒの金額	Ⓔ	00
	Ⓒ≧Ⓓ…Ⓓの金額		

※　Ⓒの金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額		
Ⓓ－Ⓔ	Ⓕ	00

○　遺産分割等があり修正申告をする場合			
遺産分割等の事由	所法第151条の６第１項第　号（所令第273条の２第　号）		
遺産分割等の事由が生じた年月日	年　月　日		
確定申告における納税猶予税額		Ⓖ	00
増加する納税猶予税額（Ⓔ－Ⓖ）		Ⓗ	00

（注）　Ⓕの金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1　使用目的

この計算書は、所得税法第 137 条の２第１項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の３第１項若しくは第２項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2　記載要領等

⑴　「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等（注１）について国外転出時課税制度（注２）の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」の「３　譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずに所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

（注１）　この場合の「適用資産等」は、所得税法第 137 条の２第１項に規定する「適用資産」、同法第 137 条の３第１項に規定する「適用贈与資産」又は同条第２項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

（注２）　この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第 60 条の２第１項から第３項まで及び第 60 条の３第１項から第３項までの規定をいいます。

⑵　「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第 151 条の６第１項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ　「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第 904 条の２（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第 60 条の３第１項から第３項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第 151 条の６第１項第１号
民法第 787 条（認知の訴え）又は第 892 条から第 894 条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第 884 条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第 919 条第２項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第 151 条の６第１項第２号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第 151 条の６第１項第３号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第 151 条の６第１項第４号 （所令第 273 条の２第１号）
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第 151 条の６第１項第４号 （所令第 273 条の２第２号）

ロ　「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ　「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。

なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。